年金だより

◆国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～追納をおすすめします！～

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればこれらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みは年金事務所または保険年金係へお願いします。

問合せ青梅年金事務所☎0428・30・3410、保険年金課保険年金係☎551・1670

◆第3号被保険者の届出

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行なうことになります。

※第3号被保険者の住所が変わったときは、第2号被保険者の勤務先へ届出が必要です。

※第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となり、市役所へ届出が必要です。

※第3号被保険者が第2号被保険者の扶養から外れたときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となり、市役所へ届出が必要です。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1670

高額医療・高額介護合算療養費制度の申請はお済みですか？

この制度は、後期高齢者医療制度・介護保険の両方を利用している世帯の年間の自己負担額の合計が高額になり、限度額（左表）を超えた場合にその超えた分を支給するものです。

対象となる方には、東京都後期高齢者医療広域連合から勧奨通知が送付されていますが、まだ申請をしていない方は申請してください。なお、郵送での申請は、同封の返信用封筒に切手を貼って申請書を入れてお送りください。

高額医療・高額介護合算療養費制度の限度額

負担区分		後期高齢者医療制度＋介護保険 世帯単位の限度額（年額）
現役並み所得（3割）		67万円
一般（1割）		56万円
区分（住民税非課税等）	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

対象となる期間平成22年8月1日から平成23年7月31日までの1年間

支給申請等受付場所平成23年7月31日にお住まいだった市区町村の後期高齢者医療担当窓口

申請時に必要な物申請書、印鑑、振込先の口座番号が分かるもの、介護保険の被保険者証

問合せ保険年金課後期高齢医療係☎551・1767

社会保険料控除に使用する納付額について

確定申告等に用いる社会保険料控除としての後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、個人情報保護のため、今後は、お電話でのお問い合わせにお答えしないこととさせていただきます。

納付額を確認されたい方は、市役所1階5番保険年金課窓口及び9番介護福祉課窓口で納付確認書をお渡しします。その際は身分証の提示をお願いします。

※納付義務者と同世帯以外の方が来庁し、納付確認書を請求される場合は、納付義務者からの委任状（様式不問）が必要となります。

問合せ保険年金課後期高齢医療係☎551・1767、介護福祉課介護保険係☎551・1764

納税のお知らせ

◆2月の納税

2月は固定資産税・都市計画税（第4期）、国民健康保険税（第8期）、介護保険料（第8期）、後期高齢者医療保険料（第8期）の納期です。2月29日(水)までに納めてください。

口座振替は2月29日(水)の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

◆差押財産のインターネット公売を実施します

市では、市税等の滞納処分として差し押さえた動産について、インターネットによるオークション形式での公売を行なっています。

公売物件液晶テレビ・オートバイ等

※2月13日(月)午後1時から、ヤフーオークション・インターネット公売のホームページに公売物件写真を掲載しています。

公売物件（液晶テレビ）

公売への参加方法2月13日(月)午後1時～2月24日(金)午後11時までにヤフーオークション・インターネット公売のホームページ（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/tky_fussa_city）へ事前登録が必要です。

入札期間3月2日(金)午後1時～4日(日)午後11時

※市税等の納付状況によって公売が中止になる場合もあります。

▼福生市下見会のお知らせ

インターネット公売に出品する福生市の物件の下見会を行ないます。

日時2月20日(月)～23日(木)の間の午前9時～午後5時

場所市役所1階3番収納課窓口前

問合せ収納課☎551・1578

講演会「地域づくり・まちづくり」

町会・自治会、市民活動団体や市民の方に、地域の困りごとや悩みごとを解決するためにはどのようなつながりを持って活動すれば良いのかをお話しします。

日時3月17日(土)午後7時～8時30分

場所市民会館・公民館第4・5集会室

講師眞鍋貞樹氏（拓殖大学大学院地方政治行政研究科教授）

定員100人（当日先着順）

問合せ協働推進課☎551・1590

住宅用省エネ・新エネ設備費用の助成申請について

23年度分の住宅用省エネ・新エネ設備費用の助成申請については、応募の総額が予算額に達したため受付を終了しました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

問合せ環境課環境係☎551・1718

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）

1月1日から31日までの間に、小林和人様ほか2名の方（匿名）から合計15万6百円のご寄附をいただきました。

寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。（平成23年度累計24件・90万5千6百円）

問合せ契約管財課管財係☎551・1535

プラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）の緊急防除について

昨年、市内のウメからプラムポックスウイルスの感染が確認されました。

農林水産省では、植物防疫法に基づき、以下の区域を防除区域に指定し、同ウイルスの緊急防除を進めています。

このため、同ウイルスに感染している、または感染するおそれがあるウメやモモなどの生植物を防除区域の外へ持ち出すことが禁止されるほか、同ウイルスに感染した植物などの廃棄処分が行なわれます。

防除区域（持出し禁止区域）

牛浜、大字福生、加美平、北田園、志茂、東町、本町及び武蔵野台（このほか、青梅市・日の出町の全域、あきる野市・八王子市・奥多摩町の一部区域）

持ち出し禁止植物

次の生植物の苗、植木、盆栽、切り枝など。ただし、種子、果実は持ち出すことができます。

- サクラ属（ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、アンズ、ネクタリン、ユスラウメ、サクラなど）
- セイヨウマユミ、セイヨウイボタ、ナガバクコ

※このウイルスは植物に感染するものであり、人や動物に感染することはありません。また、感染している樹の果実を食べても健康に影響はありません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ東京都農業振興事務所振興課緊急防除対策担当☎548・4881、農林水産省横浜植物防疫所☎045・211・7155、シティセールス推進課産業活性化グループ☎551・1699

ごみ・資源収集情報

ごみが2t減ったよ！	資源の割合が2%減っちゃったよ！
23年12月　1,168 t	23年12月　367 t（24%）
22年12月　1,170 t	22年12月　402 t（26%）

※資源の割合=資源収集量÷ごみと資源の収集量

資源回収団体による資源回収量

23年12月	119t
22年12月	129t

3月の資源回収予定

実施団体	実施日
福栄福寿会資源回収ボランティア	3日(土)
本町第七町会	4日(日)
南田園一丁目町会	11日(日)
玉川台町会	11日(日)
牛浜第二町会	11日(日)
志茂第二町会	11日(日)
本町第二町会	11日(日)
熊牛囃子連	18日(日)
福生団地自治会	18日(日)
原ヶ谷戸町会青年部	18日(日)
南田園三丁目町会	25日(日)
永田子供会	25日(日)
青少年育成加美地区委員会	25日(日)

収集区域は実施団体区域内。天候などにより変更する場合もあります。

問合せ環境課ごみ対策係☎551・1731

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください（登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください）

納税は　納期内で　元気な福生